

不祥事防止のための校内ルール（児童に関わる主なルール）

倉敷市立旭丘小学校

1（児童との通信連絡）

児童の携帯電話・スマートフォンの電話番号やメールアドレス、IDなどを取得しての、個人的な通信は厳禁とする。また、保護者についても同様とする。ただし、長期休業中における「暑中見舞い」や「年賀状」などの郵便による挨拶状は除く。※児童の写る画像を掲載しない。

2（家庭連絡）

学校から家庭への連絡は、原則として職員室（保健室）からの公用電話を用いて行う。また、保護者・児童への電子メールは、「倉敷eこねっと」から行う。

3（個別指導や面談）

児童の個別指導や面談，事情聴取の際には，時間や場所に十分に配慮した上で，長時間にわたったり密室状態になったりすることがないように配慮する。（必要に応じて，見通しのよい場所での実施，複数での対応，同学年に周知して実施するなど可視化を図る。）

＊ わいせつ・セクハラの疑念や疑惑に通ずる指導，対応とならないようにする。

＊ 案件によっては，事前・事後など適切な方法で家庭への連絡を行う。（遅くなる場合は，必ず承諾を得る）

4（自家用車への同乗）

人命に関わる救急業務等以外，児童を職員の自家用車に同乗させることは禁止する。保護者（またはそれに代わる人）の迎えを頼む。やむを得ず児童を自家用車に同乗させる場合は，管理職の許可と保護者の同意を得る。

5（児童の撮影）

教育指導上必要な行事や教育活動，作品などの撮影は，私物のスマートフォンなどの情報端末機器などを用いない。それら私物を教室等に持ち込まない。また，個人として児童の画像・映像を保存・保持せず，必要なものは，行事記録として所定の機器に保存する。

児童が映っているDVDや写真などの映像媒体・データは，原則として外部に提供しない。外部に提供するときは，管理職の許可を得る。

6（個人情報）

児童の個人・家庭環境などの情報に関する名簿・書類や答案用紙などの成績物，医療や健康情報などの各種資料やデータの取り扱いには細心の注意を払い，**校外への持ち出しなどによる盗難・紛失・漏洩・流出が絶対にならないようにする。**

職員の住所，自宅の電話番号，携帯電話の電話番号，個人のメールアドレス等，職員の個人情報も保護者・児童に知らせない。

7（その他の事故・不祥事防止）

無届けで，8：20または健康観察までに児童が登校していない場合，当該児童宅または保護者に電話連絡をし，欠席理由や所在等を確認する。

保護者・児童とは，学校行事及びPTA行事以外では，校外で会合しない。